

日本原燃株式会社再処理事業所における
再処理の事業の変更許可申請（有毒ガス
防護、廃棄物貯蔵系の共用）の概要につ
いて

令和 4 年 9 月
原子力規制委員会

(1) 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 日本原燃株式会社

住 所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108

代表者の氏名 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 再処理事業所

所 在 地 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸

(3) 変更の内容

平成 4 年 12 月 24 日付け 4 安（核規）第 844 号をもって事業の指定を受け、これまで事業の変更の許可を受けた再処理事業変更許可申請書の記載事項中、次の事項の記載の一部を変更する。

四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法

八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

(4) 変更の理由

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、中央制御室、緊急時対策所等に対して、有毒ガスに対する防護方針を記載する。

また、第 2 低レベル廃棄物貯蔵系の一部を廃棄物管理施設と共用する。



参考図 再処理施設一般配置図